

保護者の皆様へ

令和6年度 就学援助費のお知らせー 在校生用 ー

「就学援助費」は、学用品費や校外授業費など、就学に関する費用の一部を支援する制度です。

1. 継続審査について

(1) 令和5年度に世田谷区で就学援助費の審査を受けている方

⇒ 卒業されるまで継続して審査を行いますので、申請内容に変更がない場合は再度の申請は不要です。(詳細は下記<継続審査の詳細について>をご覧ください)

※令和5年度の審査を受けているかどうか不明の場合は、[世田谷区ホームページ](#)から確認依頼を行ってください。なお、電話でのお問い合わせには回答しておりません。

検索欄 検索 でページ番号「187228」を入力
⇒ 5. 注意事項 ⇒ オンライン手続き(申請状況の確認)へ進む
※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



<継続審査の詳細について>

令和6年度就学援助費は、令和6年4月1日の住民票上の世帯状況を基に審査します。ただし、住民票とは異なる世帯状況を既に申請されている場合は、その世帯状況で継続して審査します。

なお、令和5年度に審査を受けている方であっても、世帯状況に変更があった場合には、下記のとおり改めて申請が必要となります。

世帯状況が住民票と異なる場合の例

- ・住民票上別世帯にお住まいで、生計が同一の方がいる場合(単身赴任、同一住所別世帯等)
- ・住民票上同一世帯にお住まいで、生計が別の方がいる場合(二世帯住宅等)
- ・住民票上の住所が現住所と異なる方がいる場合

(2) 今年度から新規に就学援助費を希望される方

⇒ 漏れなく申請をお願いいたします(お子様お一人につき、一件の申請が必要です)。

2. 申請方法 認定要件等の詳細については、裏面をご覧ください。

(1) オンライン手続きによる申請を行う場合

……[世田谷区ホームページ](#)から申請してください。紙の申請書は提出不要です。

検索欄 検索 でページ番号「196711」を入力
⇒ 4. 電子申請システムへ
※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



(2) 紙の申請書による申請をする場合

……「令和6年度 就学援助費希望調書・受給申請書」を在籍校 又は 教育委員会へ提出してください。

※申請書は学校及び教育委員会で配布しています。世田谷区ホームページからのダウンロードも可能です。

申請期限は **令和6年4月23日(火)**です。

期限後も申請は随時受け付けますが、申請時期により支給金額等が異なる場合があります。年度途中に転入された方は、お早めにご申請ください。なお、今年度の最終提出期限は令和7年3月14日(金)です。

(裏面に続きます)

3. 認定要件

世田谷区在住で、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の内、次のどちらかに該当する方

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 令和5年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が支給対象基準額以下の方

「支給対象基準額」のめやす

上段太字：所得金額、下段（ ）：給与収入

認定区分	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額		約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)	約586万円 (約774万円)

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なりますので、支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合、まずはご申請ください。

○審査結果は7月下旬にご自宅へ郵送するとともに、在籍学校へも通知いたします。なお、審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。

○世帯人数とは、原則として住民票上の世帯員全員と、住民票上別世帯で生計が同一の方（別世帯の配偶者様等）全員の合計人数です。

4. 支給額・支給費目


学年	年間支給予定額（給食費を除く）	主な支給費目
小学校2年生～6年生	20,170円～148,605円	学用品費、校外授業費、移動教室費 等
中学校2年生～3年生	37,920円～119,220円	学用品費、校外授業費、修学旅行費 等

○生活保護を受給中の場合は、保護費で支給されない費目のみの支給となります。

○保護者口座への支給は、7月・10月・12月・2月（小学校6年生のみ）・3月の各月末頃です。

○詳細は世田谷区HPに掲載している「支給予定額表」でご確認ください。

検索欄 検索 でページ番号「187228」を入力

⇒ 1. 概要 ⇒  支給予定額表

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



5. 注意事項

(1) 所得審査について

・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定区分の変更や取り消しを行います（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。

・所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている方の場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時にはご申告が必要となります。確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない方が世帯にいる場合は、至急お手続きをお願いいたします。

(2) 世帯について

・同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。

・世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

6. 問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会 学務課学事係

電話：03-5432-2686